

11 月定例月議会における議案に対する意見募集

No.2 保育所等医療的ケア児看護業務委託費（債務負担行為）

公立の保育所等において、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第9条第1項の規定に基づき、児童の受け入れを可能とするための体制を整備し、地域生活支援の向上を図ろうとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

医療的ケア児を保育所等に受け入れるにあたり、必要な医療的ケアを訪問看護ステーションに委託する。

保護者の要望に早期に応えるため、令和8年度より体制が整った保育所等において医療的ケア児の受け入れを実施するため、入札・契約を令和7年度中に行う必要があることから、債務負担行為を計上する。

<委託の概要>

- 対象施設：公立保育園、公立認定こども園、公立幼稚園
- 委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 受入予定人数：6人

（1）受入条件

主治医により集団生活が可能であると判断されている（集団生活の場においても状態が安定している）児童であること。

（2）医療的ケアの内容

- ①経管栄養（鼻腔・胃ろう・腸ろう）
- ②吸引（口腔内・鼻腔内・気管切開部）
- ③導尿
- ④その他施設で対応可能な医療的ケア（血糖測定・インシュリン注射等）

2. 債務負担行為（追加）

限度額 21,090千円

期 間 令和7年度から令和8年度まで